

「新潟県」の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザ^a疑似患畜確認 (国内79例目)

【発生農場】 新潟県胎内市 採卵鶏(約33万羽)

【発生経緯】

- (1)3月11日(土曜日)、新潟県は、胎内市の農場から家きんの異状がみられる旨の通報を受けて、農場へ立入検査を実施。
- (2)同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。
- (3)3月12日(日曜日)、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

- ①異常の早期発見・早期通報を
- ②防鳥ネットの破損の確認と破損時の修繕
- ③人・車両の出入りを厳重に管理
- ④衛生管理区域、鶏舎周囲の石灰散布

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異常を認めた場合にはすぐに家畜保健衛生所まで連絡を！

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)
〒506-8688 高山市上岡本町7-468 E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp
TEL : 0577-33-1111 (内線403) FAX : 0577-32-9019

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「**お急ぎの場合は、そのまま「1番」**をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

全国的に環境中のウイルス濃度が高まっています！

“飼養衛生管理基準”の遵守を！

以下の事項について、

緊急点検をお願いします！



◎ 消毒や長靴の交換ができていないか再確認

鶏舎に出入りする従業員等が、消毒、長靴交換等の重要性を認識し実施しているか

◎ 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒の徹底

農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行ってください
ため池等の水場の近くはリスクが高く、徹底して消毒

◎ 野鳥・野生動物の侵入防止

猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策を講じてください！
野生動物が侵入しそうなルートを探し侵入防止対策を講じてください！



◎ 衛生管理区域に入る際の衛生管理を徹底

鶏舎内に病原体を侵入させないようにしましょう！
専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換を徹底しましょう

◎ 消毒薬が有効な状態での使用を徹底

長靴等はきれいに洗浄後、消毒してください
消毒液は汚れた都度、最低でも1日1回は交換してください

◎ 鶏舎に入る際の交差汚染防止

長靴の交換の際は、鶏舎の内外で使用する長靴の動線が交わらないように注意しましょう！